

加積地域振興会イメージキャラクター 「かづりん」使用取扱規定施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加積地域振興会（以下「本会」という。）が定めたイメージキャラクター「かづりん」のデザイン及び名称の使用料に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 本会イメージキャラクター「かづりん」使用取扱規定により使用許可を受けた者のうち、第6条ただし書きに該当する場合は、申請者と加積地域振興会長（以下「会長」という。）の協議により決定した使用料を納めなければならない。

2. 前項の使用料は、現金で本会に納めること。

3. 使用料は前納とする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

(使用料の還付)

第3条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部または、一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 利用の取り消しを申し出たとき

附則

この要綱は平成25年 5月23日から施行する。

加積地域振興会イメージキャラクター 「かづりん」使用取扱規定

(趣旨)

第1条 この規定は、加積地域振興会（以下「本会」という。）が定めたイメージキャラクターのデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「ゆるキャラ」とは、本会が定めたイメージキャラクターのデザイン（別図）をいい、名称は「かづりん」とする。

(取扱対象)

第3条 この規定での取扱対象は、使用者からの申請に基づき、株式会社ニイカワ広告社（以下「ニイカワ広告社」という。）が作成し、本会が使用許可したのものとする。ただし、商標にかかる著作権は、本会に帰属する。

(使用の許可申請)

第4条 申請者は、本会のゆるキャラ「かづりん」デザイン使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、加積地域振興会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、または、そのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、または、そのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標・意匠等として独占的に使用し、または、そのおそれがあると認められるとき。
- (5) 本会の品位を傷つけ、または、そのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第8条に規定する項目に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) その他、会長が使用について不適當であると認めたとき。

2. 会長は、前項の規定により申請を許可するときは、本会ゆるキャラ「かづりん」デザイン使用（変更）許可・不許可通知書（様式2号）により通知するものとする。

3. 会長は、使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ゆるキャラの使用料は無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合は有料とする。有料の場合の使用料等については別途定めるものとする。

(使用許可期間)

第7条 使用許可期間は、許可日から起算して1年とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的および用途にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ゆるキャラのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この使用許可によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、または、転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 商品等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(許可内容の変更)

第9条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ本会ゆるキャラ「かぶりん」デザイン使用許可変更申請書（様式第3号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 会長は、前項の規定に基づき許可することが適当と認めた場合は、本会ゆるキャラ「かぶりん」デザイン使用（変更）許可・不許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3. 使用者は、変更申請の許可後についても前条の規定を遵守しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この規定に違反したとき、または、違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

- (3) 前各項に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。
2. 会長は、前項の規定により許可を取り消したときは、本会ゆるキャラ「かぶりん」デザイン使用許可取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 3. 第1項の規定により許可を取り消された者は、許可取消しの通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。
 4. 会長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 使用者がゆるキャラの使用によって第三者に対して損害または、損失を与えた場合でも本会は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(保管管理)

第12条 許可商標の原版はニイカワ広告社が作成し、その都度許可商標の原版台帳に追記し保管管理する。

2. 本会が商標使用の許可または、取消しをしたときは、その都度ニイカワ広告社に報告する。
3. ニイカワ広告社は原版台帳を更新時ごとにその写しを本会に提出するものとする。
4. 原版台帳等の作成、管理保管に要した費用は、本会とニイカワ広告社間で別途取り決めるものとする。

(帳票類の保管)

第13条 本規定にかかる帳票類は、本会事務局で保管するものとする。

附則

この規定は平成24年9月10日から施行する。
なお従前の商標取扱規定（かぶりん）は廃止する。